

文教福祉委員会

保健福祉部

1. 救急医療	117
2. 佐賀市健康づくり計画 「いきいきさがし21」	122
3. 保健予防	125
4. 少子化への対応	129
5. 母子保健計画 「すこやか親子計画」の策定	133
6. 母子保健	136
7. 予防接種事業	141
8. 佐賀市保健福祉会館	142
9. 佐賀勤労者総合福祉センター	144
10. 佐賀市健康運動センター	145
11. 高齢者福祉	147
12. 障がい者の福祉	162
13. その他の福祉	169
14. 民生委員・児童委員	174
15. 生活保護	177
16. 人権・同和政策	180
17. 国民健康保険	183
18. 国民年金	192
19. 後期高齢者医療制度	195

佐賀市立富士大和温泉病院

1. 施設概要	199
2. 事業概要	199
3. 業務状況	200
4. 平成23年度決算状況	201

教育委員会

1. 第二次佐賀市教育基本計画	203
2. 教育委員	205
3. 子育て支援の充実	206
4. 就学前からの教育の充実	219
5. 家庭・地域・企業の教育力の向上	240
6. 生涯学習の推進	245
7. 佐賀市立図書館	251
8. 市民スポーツの充実	256
9. 魅力ある文化の醸成	265
10. 文化芸術活動の振興	275
11. 佐賀市文化会館・佐賀市民会館	277
12. 佐賀市立東与賀文化ホール (東与賀ふれあい館)	280

保健福祉部

1. 救急医療

(1) 在宅当番医制度 2-5

昭和40年11月1日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科3・外科1・婦人科1を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和50年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成3年10月から、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる第1次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和52年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※ 1当番日につき、内科：3医療機関、外科：2医療機関の当番体制。

（5月の連休及び1月、2月は、内科4、外科2、年末年始は、内科4、外科2、眼科1、耳鼻科1）

※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成16年度より国・県補助金は廃止

・診療科目別内訳（平成23年度）（単位：人）

診療科目	① 佐賀市民	② その他	合計①+②	割合（％）
内科・小児科	5,515	956	6,471	61.2
外科・整形外科・脳神経外科	2,510	676	3,186	30.1
その他	646	271	917	8.7
合計	8,671	1,903	10,574	100.0

四捨五入のため端数が合わない場合がある。

・初診、再診別内訳（単位：人）

初 診 ・ 再 診 の 別	診 療 科 目		① 佐賀市民	② その他	合計①＋②
	初 診 患 者	内 科 ・ 小 児 科	4,286	753	5,039
		外科・整形外科・脳神経外科	1,924	567	2,491
		そ の 他	338	196	534
		小 計	6,548	1,516	8,064
	再 診 患 者	内 科 ・ 小 児 科	1,229	203	1,432
		外科・整形外科・脳神経外科	586	109	695
		そ の 他	308	75	383
		小 計	2,123	387	2,510
	合 計			8,671	1,903

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和54年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科1・外科1を1組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の3市で運営している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内2市からの負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

(注) 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、県立病院好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和60年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、救命救急センターと同様の機能を果たしている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（平成23年度）

ア. 患者数等（佐賀地区）

（単位：人）

内 訳	内 科	小 児 科	外 科 整形外科	産婦人科	そ の 他	合 計
入 院	62	0	48	8	3	121
外 来	1,680	23	946	6	38	2,693
合 計	1,742	23	994	14	41	2,814

イ. 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入 院	2	1	3	46	72	118	121
外 来	0	2	2	52	2,639	2,691	2,693
合 計	2	3	5	98	2,711	2,809	2,814

(3) 救急医療情報システム

昭和57年3月1日から県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成4年3月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成14年度からインターネットの採用等メディアの拡充を図り、サービスの向上に努めた。

当該救急医療情報システムは、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、地区消防本部へ問い合わせることにより、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

なお、財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており救急医療情報システムの運営は平成19年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

(4) 休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和61年8月3日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成12年4月8日に「ほほえみ館」東側に開設した「佐賀市休日等急患センター」内へ移設後、平成15年1月12日に「佐賀市休日等急患センター」内から「ほほえみ館」内へ移設している。

平成18年4月1日からは、佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町（4市1町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006－1 佐賀市保健福祉会館内
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和61年8月3日
延 床 面 積	82.58㎡
診 療 日	日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、8月15日、12月31日
診 療 時 間	午前9時30分～午後4時まで
電 話 番 号	0952－36－9164

② 休日歯科診療所の市町別患者数

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
診 療 日 数	71	71	69	70
佐 賀 市	693	633	622	585
多 久 市	26	37	26	27
小 城 市	102	112	115	96
神 埼 市	75	67	67	67
吉 野 ヶ 里 町	21	17	32	12
そ の 他	115	101	107	98
合 計	1,032	967	969	885

③ 休日歯科診療所の運営費（事業費と指定管理料）

年 度	事 業 費	指定管理料
平成23年度	11,463,346円	4,142,650円

(5) 休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成12年4月8日より佐賀市休日夜間こども診療所を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成17年9月1日から「平日夜間」（午後8時から午後10時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第2次・第3次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成18年4月1日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006－1
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成12年4月8日
延 床 面 積	233.63㎡
診 療 日	毎日
診 療 時 間	土 曜 日：午後5時～午後10時まで 日曜・祝日：午前9時～午後10時まで 平 日：午後8時～午後10時まで
電 話 番 号	0952－36－9174

② 休日夜間こども診療所の市町別患者数

(単位：人)

市町村名	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計
佐 賀 市	2,071	7,534	9,605	2,483	10,043	12,526	2,133	8,124	10,257	2,517	8,850	11,367
多 久 市	83	337	420	83	427	510	77	380	457	89	370	459
小 城 市	340	1,361	1,701	448	1,780	2,228	354	1,694	2,048	423	1,630	2,053
神 埼 市	217	906	1,123	281	1,048	1,329	253	845	1,098	268	973	1,241
吉野ヶ里町	36	172	208	45	218	263	42	196	238	78	277	355
その他県内	112	593	705	95	701	796	116	656	772	158	748	906
県 外	68	593	661	71	664	735	77	540	617	106	594	700
合 計	2,927	11,496	14,423	3,506	14,881	18,387	3,052	12,435	15,487	3,639	13,442	17,081

※ 平日の診療は、平成17年9月1日から開始している。

③ 休日夜間こども診療所の運営費（事業費と指定管理料）

年 度	事 業 費	指定管理料
23年度	166,859,192	0 円

* 平成23年度については、決算が黒字であったため、指定管理料は0円となった。

(6) 看護学校運営費補助事業

平成18年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じていたことから、平成20年度より看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の4市1町（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年 度	補助金総額	うち佐賀市負担分	算 定 基 礎 (1,000円未満切捨て)
23 年 度	8,087,000円	5,311,204円	32,348,000円（平成21年度佐賀県 看護師等養成所運営費補助金）× 1/4

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（平成24年3月末現在）

（単位：人）

課 程	生 徒 定 員				生 徒 数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程(看護科)	95	95	95	285	83	76	83	242
看護高等課程(准看護科)	100	100		200	98	99		197
合 計	195	195	95	485	181	175	83	439

③ 卒業生の進路状況

（単位：人）

区 分		平 成 23 年 度		
		専門課程	高等課程	計
就 職	佐 賀 市	30	68	98
	多 久 市	3	0	3
	小 城 市	9	3	12
	神 埼 市	0	2	2
	吉 野 ヶ 里 町	0	0	0
	そ の 他 県 内	13	3	16
	県 外	21	1	22
	小 計	76	77	153
進 学		0	10	10
その他（未就職等）		3	11	14
合 計		79	98	177

2. 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 2-4

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、総合計画の施策のひとつである「健康づくりの支援」を推進するための計画として、「佐賀県健康プラン」、「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」の基本的方向性を踏まえ、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの計画として策定したものである。

(1) 策定の目的

本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会をめざし、市民の健康状況や課題を踏まえ、生活習慣病の予防、壮年期死亡（早世）の減少、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸、生活の質の向上を図ることを目的としている。

(2) 基本理念

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3) 基本方針

① 一次予防の重視 ② 二次予防の推進 ③ 健康づくりを支援するための環境整備

(4) 計画の期間

2007年度（平成19年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする8年間の計画である。また、社会情勢の推移をふまえて、計画期間の4年目にあたる平成22年度に中間評価を行い、目標の再設定や取組み方法の再検討を行った。

(5) 事業目標及び施策

- | | | |
|-----------|-------------|---|
| ① 栄養・食生活 | 基本目標 | 健康的な食生活で元気に過ごそう
・食育推進のための知識の普及・啓発
・食育推進のための食環境の整備 |
| ② 身体活動・運動 | 基本目標 | 運動の大切さを知り、自分に合った運動を楽しもう
・生活習慣病を予防する身体活動・運動の普及・啓発
・いきいき楽しく運動・スポーツができるための人づくり
・運動・スポーツを楽しく実践したり、継続するための環境づくり |
| ③ こころの健康 | 基本目標 | ふれあいと安らぎでこころと身体をリフレッシュしよう
・睡眠や休養についての知識の普及・啓発
・こころの健康相談体制の充実 |
| ④ たばこ | 基本目標 | 煙のないさわやかな空間を広げよう
・喫煙の健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及・啓発
・受動喫煙防止対策の推進
・禁煙支援対策の推進 |
| ⑤ アルコール | 基本目標 | アルコールと上手につきあおう
・飲酒と健康に関する正しい知識の普及・啓発 |
| ⑥ 歯の健康 | 基本目標 | きちんと手入れし、おいしく噛める歯でしよう
・歯の健康に関する正しい知識の普及・啓発
・歯科健（検）診の充実
・歯周疾患予防対策の推進
・むし歯予防対策の推進 |
| ⑦ 健康管理 | 基本目標 | 自分の健康は自分で維持・向上させよう
・自己管理対策の充実
・生活習慣病に関する知識の普及・啓発
・健（検）診後の生活習慣改善指導の充実
・各種健康教育の充実 |

【中間評価時の達成状況】

◎⇒中間目標、H26年度目標ともに到達
 ○⇒中間目標到達、H26年度目標未到達
 △⇒中間目標値未到達、H17年度の値よりは改善傾向
 ▼⇒中間目標値未到達、H17年度の値よりも悪化傾向
 (新) ⇒新たに設定した評価指標
 (改) ⇒指標の内容を一部変更した評価指標

(6)「いきいきさがし21」評価指標の数値目標と達成状況

栄養・食生活

評価指標			策定時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	朝食をほとんど食べない人の割合 (週3回以下)	男 性	21.1%	19.0%	△	11.0%
		女 性	12.4%	13.2%	▼	5.0%
		20代男性	41.1%	21.4%	○	20.0%
		30代男性	26.0%	37.9%	▼	13.0%
2	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合	全 体	34.4%	33.8%	▼	50.0%
3	加糖飲料水を1日1本以上飲む人の割合	20代男性	42.5%	45.9%	▼	35.0%
		30代男性	43.0%	39.8%	△	35.0%
4	食生活改善推進員（ヘルスメイト）の人数	会 員 数	758人	721人	▼	910人

身体活動・運動

評価指標			策定時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	意識的に身体を動かす人の割合	男 性	58.8%	65.4%	◎	68.0%
		女 性	65.8%	66.2%	△	68.0%
2	日常的に（週に1回以上）運動・スポーツをしている人の割合（「時々行っている」を含む）	全 体	36.6% (平成18年4月)	46.8% (平成21年4月)	◎	55.0%

こころの健康

評価指標			策定時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	(新) かなりストレスを感じている人の割合		25.5%	24.2%	—	15.0%
2	ストレスを感じている人の割合（「ときどきある」を含む）		74.5%	75.4%	▼	62.5%
3	睡眠による休養が取れていない人の割合（「あまりとれていない」を含む）		20.9%	20.5%	△	19.0%
4	自殺による死亡率（人口10万対）		29.2人 (平成16年)	20.2人 (平成20年)	○	減らす

たばこ

評価指標			策定時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	喫煙率（市民アンケート）	男 性	39.4%	36.8%	△	25.0%
		女 性	9.2%	10.4%	▼	7.0%
		30～59歳男性	44.6%	39.8%	△	28.0%
2	禁煙・完全分煙施設認証数	佐 賀 市	323件	432件	○	500件
3	正しい知識を持っている人の割合	肺 が ん	83.7%	83.7%	△	95.0%
		ぜんそく・気管支炎	77.7%	80.6%	△	90.0%
		心 臓 病	59.3%	62.5%	△	80.0%
		脳 卒 中	59.3%	62.5%	△	80.0%
		胃 潰 瘍	45.0%	45.2%	△	80.0%
		妊娠への影響	85.1%	84.8%	▼	95.0%
		歯 周 病	47.2%	52.2%	△	80.0%

保福
健社

アルコール

評 価 指 標				策 定 時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	1日に3合以上飲酒する人の割合	男	性	8.3%	6.5%	△	5.0%
		女	性	3.2%	1.6%	○	1.0%
2	毎日飲酒している人の割合	男	性	49.5%	51.0%	▼	45.0%
		女	性	19.0%	20.6%	▼	17.0%

歯の健康

評 価 指 標				策 定 時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	定期的な歯石除去や歯みがきの個人指導を受ける人の割合（年1回以上）	全	体	22.0%	27.2%	○	32.0%
2	1日の歯みがき回数が2回以上の人の割合	男	性	56.1%	61.0%	○	65.0%
		女	性	82.1%	83.1%	△	90.0%
3	3歳児の一人平均むし歯数	全	体	1.87本	1.47本	○	1.00本
4	むし歯のない3歳児の割合	全	体	59.1%	63.6%	○	65.0%

健康管理

評 価 指 標				策 定 時 平成17年度	現 状 平成21年度	達成 状況	新 規 26年度目標
1	(改) 昨年1年間に特定健診を受診した人の割合（40歳以上）	男	性	70.4%	76.2%	△	90.0%
		女	性	59.4%	66.7%	△	80.0%
2	(新) 市の特定健診の受診率	全	体	—	24.2%	—	65.0%
3	(改) 市の健診におけるHbA1cが ≥ 6.1 以上の人の割合	全	体	—	10.2% (平成20年)	—	7.7%
4	市の健診におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	該 当 者 予 備 群		—	12.8% 13.5% (平成20年度)	—	11.5% 12.2%
5	(新) 何らかのがん検診を受診した人の割合（市全体）	胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診		—	—	—	いずれも 50.0%
6	精密検査の受診率	胃がん検診		85.4%	86.4%	△	90.0%
		肺がん検診		79.6%	84.6%	△	90.0%
		大腸がん検診		71.9%	72.9%	△	85.0%
		子宮がん検診		73.0%	77.0%	△	85.0%
		乳がん検診		89.2%	87.1% (平成20年度)	▼	95.0%
7	かかりつけ医療機関を持つ人の割合	全	体	72.9% (平成18年度)	77.1%	○	80.0%
8	毎日体重を測定する人の割合	全	体	16.1%	16.7%	△	30.0%
9	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合	全	体	—	69.1%	—	80.0%
10	BMI25以上の人の割合	男	性	25.8%	24.5%	△	15.0%
		女	性	15.6%	14.2%	△	10.0%
		30代男性		33.3%	22.4%	◎	22.4%
		40代男性		33.3%	33.4%	▼	28.0%

3. 保健予防 2-4

概 要

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は死亡原因の約6割を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっており、生活習慣病の予防や重症化防止に重点を置いた取り組みが重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても生活習慣病の予防と壮年期死亡（早世）の減少をめざし、「一次予防の重視」として、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また「二次予防の推進」として、各種健（検）診の実施及び生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保健指導の充実を図ることにより、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

主要死因別死亡者数・死亡割合（平成22年）

順 位	主要死因	死亡者数 (人)	割合 (%)
第1位	悪 性 新 生 物	697	30.2
2	心 疾 患	368	15.9
3	肺 炎	285	12.3
4	脳 血 管 疾 患	219	9.5
5	不 慮 の 事 故	69	3.0
6	老 衰	52	2.3
7	自 殺	49	2.1
8	腎 不 全	38	1.6
9	肝 疾 患	34	1.5
10	大動脈瘤及び解離	27	1.2
11	糖 尿 病	24	1.0
12	高 血 圧 性 疾 患	15	0.7
その他	そ の 他	431	18.7
	合 計	2,308	100.0

(1) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（平成23年度）

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費（税込） （自己負担額を含む）（円）
特 定 健 診	佐賀市国民健康保険の加入者で40～74歳の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(集団) 5,500
			(個別) 6,825
健康増進法に基づく健康診査	40歳以上の者で生活保護世帯に属する者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(集団) 5,500
			(個別) 6,825
健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費（税込） （自己負担額を含む）（円）
肝疾患検診	30～39歳の者	問診、身体計測、血圧、尿検査、血液検査（10項目） 新規：B型C型肝炎検査 C型：C型肝炎検査 B型：B型肝炎検査	(集団)30～39歳の新規 7,328
			30～39歳のC型のみ 6,331
			30～39歳のB型のみ 5,398
			30～39歳の継続受診者 4,400
肝炎ウイルス検査	特定健診、後期高齢者健診受診者	新規：B型C型肝炎検査 C型のみ：C型肝炎検査 B型のみ：B型肝炎検査	(集団)40歳以上のB型C型肝炎検査実施 2,928
			40歳以上のC型のみ 1,931
			40歳以上のB型のみ 998
結核検診	65歳以上の者	エックス線間接撮影（100×100mm）	(集団)撮影 660
肺がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影（100×100mm）	(集団)読影(65歳以上) 525
		ハイリスク者には、3日間連続の喀たん検査	撮影+読影(40～65歳未満) 945 喀たん 2,100
胃がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影	(集団) 3,465
子宮がん検診	20歳以上の女性	問診、細胞診、視診	(集団)頸部 2,770
			(個別)頸部 5,972
			頸部・体部 7,909
			頸部細胞診検査 1,270
			頸部・体部細胞診検査 2,540
HPV検査	子宮頸がん検診を同時受診する者で下記の者 ・30～49歳の者 ・女性特有のがん検診無料クーポン（子宮頸がん検診）対象者	ウイルス検査	(集団) 3,780
			(個別) 4,500
乳がん検診	40歳以上の女性	問診、視触診、マンモグラフィ検査（40歳代は2方向、50歳以上は1方向）	(集団)視触診+1方向X線検査 4,000 視触診+2方向X線検査 5,890
			(個別)視触診 3,245
			1方向X線検査 2,625 2方向X線検査 4,515
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血反応検査（2日法）	(集団)便潜血検査 1,596
			(個別)問診、結果説明 便潜血検査 3,333 1,606
歯周疾患検診	30歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士のブラッシング指導	歯科医師の診察(委託) 1,995 ブラッシング指導(直営) 912
前立腺がん検診	50～79歳の男性 *特定健診又は後期高齢者健診との同時実施	問診、血液検査	(集団) 2,016
			(個別) 2,482
骨粗しょう症検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	問診、エックス線間接撮影	(集団) 1,890
			(個別) 4,733

自己負担額	受診者数				再掲〔要精密者数〕
		積極的支援	動機付け支援	情報提供	
1,000円	5,963人(100%)	251人(4.2%)	556人(9.3%)	5,156人(86.5%)	2,427人(40.7%)
	2,926人(100%)	117人(4.0%)	318人(10.9%)	2,491人(85.1%)	533人(18.2%)
無 料	8人(100%)	1人(12.5%)	0人(0.0%)	7人(87.5%)	2人(25.0%)
	53人(100%)	4人(7.5%)	3人(5.7%)	46人(86.8%)	25人(47.2%)

自己負担額	受診者数 (人)	要精密者数 (人)	要精密率 (%)	精密結果内訳 (人)			
				要医療	要観察	異常なし	
700円	238	40	16.8	2	3	2	
無 料	984	33	3.3	6	13	2	
無 料	4,522	64	1.4	活動性	陳旧性	その他	異常なし
				0	2	30	20
無 料	9,125	115	1.3	肺がん	肺結核	その他	異常なし
				2	0	59	30
無 料	6,803	822	12.1	胃がん	胃潰瘍	その他	異常なし
				12	82	431	140
500円	頸がん 11,446 体がん 280	242	2.1	子宮がん	異形成	その他	異常なし
1,300円 2,100円				14	128	29	27
1,000円							
500円	7,276	655	9	乳がん	乳腺症	その他	異常なし
				22	125	153	269
無 料	8,609	670	7.8	大腸がん	大腸ポリープ	その他	異常なし
				28	219	99	128
無 料	1,057	874	82.7				
500円	2,158	144	6.7	前立腺がん	炎症	肥大	その他
				15	8	11	33
500円 1,400円	1,356	282	20.8				

(2) 感染症の予防と防疫

感染症の発生状況（佐賀中部保健所管内における感染症発生状況）

（単位：人）

分 類	感 染 症 名	平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度	
		患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者
2 類感染症	結核	43	12	64	5	51	8	63	2
3 類感染症	細菌性赤痢			2				3	1
	腸チフス			1					
	パラチフス					1			
	腸管出血性大腸菌感染症	7	3	12	4	10	5	8	6
4 類感染症	A型肝炎	1		6				3	
	つつが虫病					2		2	
	ライム病			1					
	デング熱					1			
	マラリア					2		2	
	レジオネラ症	3		1				2	
5 類感染症	アメーバ赤痢	1		1				1	
	ウイルス性肝炎（E・Aを除く）	2		1					
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、日本脳炎を除く）			4		1			
	クロイツフェルト・ヤコブ病			5		3		1	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症								
	後天性免疫不全症候群	4	3			5		3	
	梅毒					3		2	
	破傷風			1					
	ジアルジア症			1					
	麻しん							3	
	総 数	61	18	100	9	79	13	93	9

4. 少子化への対応 4-1

(1) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

(ア) 支給対象児童

ア 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童

イ 父又は母が死亡又は生死不明である児童

ウ 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童

エ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童

オ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から対象）

カ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

キ 母が婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

○20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

(イ) 支給期間及び支払期月

毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。

(ウ) 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本 人		配 偶 者 及 び 扶 養 義 務 者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	190 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	570 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	950 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,330 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	1,710 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,090 千円	3,820 千円	4,260 千円

(エ) 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給
児 童 1 人 の と き	月 額 41,550円	月 額 41,540円～9,810円 (受給者の所得額によって異なる。)
児 童 2 人 の と き	5,000円加算	
児 童 3 人 目 以 降	児童が1人増すごとに3,000円加算	

※ 平成24年4月から額改正
 全部支給 月額 41,430円
 一部支給 月額 41,420円～9,780円

(カ) 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数（全部・一部）	2,307人	2,543人	2,598人
受給対象児童数	3,672人	4,030人	3,961人
受給資格者数	2,494人	2,725人	2,784人

※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成等

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

(ア) 対象者（所得制限あり）

ア 母子家庭の母と児童

イ 父子家庭の父と児童

ウ 父母のいない児童

エ 一人暮らしの寡婦（平成23年10月1日から廃止）

(イ) 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。

ただし、受給者が1か月に支払った一部負担金の合計額から500円を控除した額を助成。

(ウ) 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、次表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

所得制限の限度額

(単位：千円)

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限の限度額 (本人)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820
所得制限の限度額 (配偶者・扶養義務者)	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

(エ) 助成実績

(単位：件・千円)

区 分		平成23年度	
		件 数	助 成 額 ※
母 子	母	29,576	76,921
	児 童	41,438	52,851
父 子	父	1,092	5,137
	児 童	1,625	2,900
単 身 の 寡 婦		3,114	8,185
合 計		76,845	145,996

※表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※ひとり親家庭等医療費助成の一人暮らし寡婦に関する条例改正（平成21年10月施行）

- ・一人暮らし寡婦の新規申請を平成21年10月1日から廃止。
- ・2年の経過措置とし、段階的に自己負担額を引上げ、平成23年10月1日から一人暮らし寡婦を廃止。（自己負担額を平成21年9月30日まで月500円、平成22年9月30日まで1,000円、平成23年9月30日まで2,000円）

(2) 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している者に支給する。

(ア) 支給要件 中学校修了前の児童を養育していること

(イ) 手当月額（平成24年4月分から）

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円

中学校修了前 一律 10,000円

(ウ) 支給時期 6月、10月、2月に前月分までを支給

(エ) 所得の制限（平成24年6月分から）

受給資格者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は特例給付として児童1人につき5,000円支給

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	622 万円
1 人	660 万円
2 人	698 万円
3 人	736 万円
4 人	774 万円
5 人	812 万円

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額

② 子ども手当 ※平成24年度から「児童手当」へ移行

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している者に支給する。

(ア) 支給要件 中学校修了前の子どもを養育していること

(イ) 手当月額 ◇平成23年9月分まで 一律13,000円

◇平成23年10月分から

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円

中学校修了前 一律 10,000円

(ウ) 支給時期 6月、10月、2月に前月分までを支給

(エ) 所得の制限 なし

(オ) 支給対象児童数 (平成24年3月31日現在)

区 分	平成23年度
1人目の児童数	14,660人
2人目の児童数	10,882人
3人目以降の児童数	4,256人
合 計	29,798人

③ 子どもの医療費の助成

子どもの健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を助成する。

(ア) 助成対象者

中学生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども。

(イ) 助成対象医療

保険診療による一部負担金を助成

〈0歳以上就学前〉 ・全診療科目(入院、通院、調剤)〔通院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限500円を2回まで。入院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限1,000円。但し、調剤は一部負担金を全額助成。〕

〈小学生及び中学生〉 ・全診療科目(入院)〔1医療機関ごと1月あたり個人負担上限1,000円。〕

(ウ) 助成件数・助成額 (単位: 件・千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	助 成 額	件 数	助 成 額
3歳未満	142,932	317,977	144,927	313,763
3歳以上就学前	81,823	111,260	89,279	119,275
小学生	—	—	282	12,733
合 計	224,755	429,237	234,488	445,771

※平成24年4月受診分から、入院診療の助成を中学生までに拡大

※平成24年4月受診分から、現物給付の対象を小学校就学前までに拡大

5. 母子保健計画「すこやか親子計画」の策定

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、少子・高齢化が進展する本市において安心して、妊娠・出産・育児ができるとともに、親と子の心とからだの健康づくりを目的として、個人を社会全体で支える環境づくりを行うための個別の基本計画として策定した。

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化は一層進行し、育児に悩む親、育児不安を抱えて孤立する親が増加しており、児童虐待も社会問題として大きくなっている。また、思春期における性行動の活発化や低年齢化、喫煙、飲酒などが問題視されている。これらのことから、現在、母子保健事業は、疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減、親と子の心とからだの健康づくり、事故予防など多岐にわたる課題に対応することが求められている。

こうした状況の中、本市においては、親子を取り巻く環境に応じ、新たな課題に対応するため、2006年（平成18年）に2014年度（平成26年度）を目標年度とした「佐賀市母子保健計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現」を目指して各種の施策を実施する。

中間年度となる2010年度（平成22年度）には、中間評価と各分野の見直しを行い、改訂版を策定した。

(2) 計画の基本理念

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要である。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えられる。さらに母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、この計画の基本理念を「**親と子がともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり**」とする。

(3) 基本目標及び施策

基 本 目 標	施 策
○健康な子どもを育てるための環境づくり	(1) 子どもの食育の推進（重点施策1） (2) 歯科保健の充実（重点施策2） (3) 健康診査の充実 (4) 疾病予防及び事故防止対策の推進 (5) 救急医療の確保
○楽しく子育てができる環境づくり	(1) 親子のふれあいと仲間づくりの推進（重点施策3） (2) 児童虐待への対応 (3) 子育てに関する相談体制の充実（重点施策4） (4) 地域における子育て支援事業の充実
○思春期の子どもたちの心とからだのすこやかな成長のための支援	(1) 思春期保健教室・相談体制の充実（重点施策5）
○安心して妊娠・出産ができるための支援	(1) 妊娠・出産に対する支援 (2) 不妊への支援

(4) 重点施策

1：子どもの食育の推進

食生活の出発点としての乳幼児期に重点を置き、健診や教室などの場の活用を含め、食に対する意識が低い人にも食の大切さを気づいてもらうような働きかけを行うとともに、一人ひとりの悩みに対応するため、個別相談を実施する。

2：歯科保健の充実

集団、個別による教育、相談の実施によって歯の大切さについての意識を高め、正しいブラッシングや食生活の指導を行うとともに、健診及び歯質を強化するためのフッ化物応用を実施する。特に、歯が生え始める時期やむし歯が増える1歳6か月から3歳までの間の対策を重点として取り組むこととする。また、妊娠期から歯の健康に対する意識の啓発を行う。

3：親子のふれあいと仲間づくりの推進

乳幼児期の親子のふれあいの大切さを知ってもらい、親子がふれあう時間を持つことができるよう意識啓発や、きっかけづくりを行うとともに、父親の育児参加への働きかけを行う。また、親同士の仲間づくりを推進するため、子どもを持つ親が集まる場の提供、教室の開催などによる支援を行う。「母子健康手帳を20歳の記念に親から子どもにプレゼントする」運動を推進する。

4：子育て等に関する相談体制の充実

育児不安や悩みに早期に対応し、軽減できるように、育児不安が強い新生児期から保育所（園）、幼稚園までの児を対象に専門家による相談事業を行い、支援する。

5：思春期保健教室・相談体制の充実

これまで学校で実施されてきた思春期保健対策に対し、関係機関と連携をとりながら喫煙、飲酒、薬物、性の問題について取り組んでいく。また、思春期の子どもに、健全な母性・父性の育成や命の大切さを普及するために、学校や地域の子育てサークルなどと連携を図り、乳幼児のふれあい体験学習をとおして啓発を図る。

(5)「すこやか親子計画」評価指標の数値目標と現状

重点施策	評価指標	平成22年度 現状	平成26年度 目標	把握方法	把握 年度
①子どもの食 育の推進	栄養のバランスを考えている親の割合（1歳6か月児健康診査時）	95.5%	96.0%	健 診 時 アンケート	毎年
	栄養のバランスを考えている親の割合（3歳児健康診査時）	96.6%	96.0%以上の維持	健 診 時 アンケート	毎年
	朝食を毎日食べる子どもの割合（3歳児）	95.7%	95.0%以上の維持	健 診 時 アンケート	毎年
②歯科保健の 充実	むし歯のない子どもの割合（3歳児）	67.3%	65.0%	健 診 結 果	毎年
	一人平均むし歯数（3歳児）	1.31本	1.00本	健 診 結 果	毎年
③親子のふれ あいと仲間 づくりの推 進	育児について、他の親と話す機会がある人の割合（1歳6か月児の親）	89.2%	90.0%	健 診 時 アンケート	毎年
	子育てを楽しんでいる人の割合（1歳6か月児の親）	95.8%	97.0%	健 診 時 アンケート	毎年
	子育てを楽しんでいる人の割合（3歳児の親）	94.9%	95.0%	健 診 時 アンケート	毎年
④子育て等 に関する相談 体制の充実	育児に不安や悩みがある人の割合（1歳6か月児の親）	19.2%	15.0%	健 診 時 アンケート	毎年
	育児に不安や悩みがある人の割合（3歳児の親）	17.3%	13.0%	健 診 時 アンケート	毎年
⑤思春期保健 教室・相談 体制の充実	喫煙防止教育を行う小学校（市立）	36校/36校	36校/36校	思 春 期 アンケート	毎年
	飲酒防止教育を行う中学校（市立）	17校/18校	18校/18校	思 春 期 アンケート	毎年
	乳幼児とのふれあい体験を行う中学校（市立）	15校/18校	18校/18校	思 春 期 アンケート	毎年

6. 母子保健 2 - 4

(1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊婦届をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健向上の充実強化を図る。

・受診状況（平成23年度）

	延対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (人)	1枚あたりの 補助単価
うぐいす（11枚交付） 【基本項目】	24,246	18,739	77.3	5,000円
ピンク（2枚交付） 【基本項目・超音波】	4,463	3,842	86.1	11,400円
オレンジ（1枚交付） 【基本項目・血液検査】	2,172	2,134	98.3	15,550円
償還払い		459		
合 計	30,881	25,174	(平均) 81.5	

(2) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

・実施状況（平成23年度）

妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児除く)		未 熟 児		乳児(新生児・ 未熟児除く)		幼 児		そ の 他		総 計	
実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
67	81	2,023	3,656	157	167	37	47	1,829	3,166	296	704	76	115	4,485	7,936

(3) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じた適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査票は1人4枚交付する。

・受診状況（平成23年度）

対象者 (人)	延 べ 交付数	受診者数				延べ受診 者数(人)	受診率 (%)	診 断 結 果 (人)				
		1回目	2回目	3回目	4回目			正 常	要指導	要観察	要精密	要治療
2,329	9,316	2,309	2,403	1,640	6	6,358	68.2	5,482	505	144	227	

(4) 乳幼児健康相談

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 事務 助産師	・乳幼児を対象に、発育や歯・栄養等について相談を受け、乳幼児を持つ親の悩みや不安等の軽減、育児支援を図る。 ・日程：年間38回（平成23年度実績） ・内容：身体計測、発育チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳保育相談・歯科保健相談）

・実績（平成23年度） (人)

育児に関すること		栄養に関すること		歯科に関すること		合 計		再掲（身体計測のみ）	
実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
284	418	385	503	206	306	580	984	94	256

(5) 子育て専門相談室

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	臨床心理士 保健師	・乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について臨床心理士による個別指導を行う。

・実績（平成23年度）(人)

乳幼児	
実人数	延べ人数
46	65

(6) すくすく子育て相談会

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児	相談員（NPO 法人それいゆ） 保健師	・乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、行動面や育児に関して不安等がある保護者及び児について相談員と保健師が個別の相談を行う。

・実績（平成23年度）(人)

乳 幼 児	
実人数	延べ人数
76	86

(7) 前向き子育て支援

対象者	従事者	方法または内容
2歳以上の 幼児の 保護者	保健師 託児	・育児に困難さを抱える保護者を対象とする。 ・10人程度の小グループで具体的な育児技術を学ぶ。 ・1クール7回（うち2回は電話セッション）の教室を2クール実施した。

・実績（平成23年度）(人)

参加実人員	参加延べ人数
22	110

(8) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、家庭訪問活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成21年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

活動内容

- ① 乳児訪問による問題の早期把握及び母子保健事業の案内やおしえてマップによる情報提供
- ② 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等の自主活動
- ③ マタニティーコンサート開催
- ④ 育児講演会開催
- ⑤ 子育て応援隊だより作成

・活動実績（平成23年度）

推進員数	訪 問（日数）		報告会 （件数）	研修会 （件数）	自主活動 （件数）	その他の 協力活動 （件数）	合 計
	乳児（延）	妊婦・幼児 （延）					
113	1,594	584	374	417	315	587	3,871

(9) ぴよぴよルーム（絵本と離乳食の教室）

絵本を介して、母親と子どもの愛着形成を促し、父親も絵本をきっかけに育児参加を行うことで、親と子が楽しくふれあうことの大切さを伝え、親と子のふれあう時間が増え、親子のきずなが深まることを目的に実施している。また、離乳食準備についての指導も同時に行い、健康な子どもを育てる基礎づくりを目指している。（平成14年度より「ブックスタート」として開始。平成23年度より「ぴよぴよルーム」として実施）

・事業内容

対 象	従事者	方法または内容
4か月児とその親、家族（祖父母、兄弟）	保 健 師 栄 養 士 母子保健推進員 講 師 託 児	・ 日程：年間28回 ・ 会場：ほほえみ館、川副保健センター、大和健康管理センター ・ 内容：離乳食準備のお話・赤ちゃんと絵本のお話 個別相談・自由交流

・実績（平成23年度）

対象者 （人）	参加者 （人）	参加率 （％）	親子の触れ合いの重要性が 理解できた人の割合（％）	乳幼児期の食生活の重要性が 理解できた人の割合（％）
2,201	699	31.8	99.5	93.0

(10) 1歳6か月児健康診査

幼児初期の身体発育及び精神発達面を把握する上で、歩行や言語発達等のはじまる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいを持った幼児を早期に発見し、心身障害の進行を防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関する適切な指導を行い、保護者の育児負担の軽減と幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、1歳6か月児を対象に一般健康診査と歯科健康診査を実施している。

また、希望者にフッ化物塗布を平成15年6月から開始した。

・一般健康診査（平成23年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 (人)	要観察 (人)	要精密 (人)	要治療 (人)	管理中 (人)
			(人)	(%)					
2,076	2,043	98.4	601	29.4	611	429	84	318	

・歯科健康診査（平成23年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数(本)	1人あたりの むし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
2,076	2,043	98.4	1,973	96.6	70	3.4	211	0.10

(11) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に内科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への育児支援を図る。

・一般健康診査（平成23年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 (人)	要観察 (人)	要精密 (人)	要治療 (人)	管理中 (人)
			(人)	(%)					
2,180	2,064	94.7	520	25.2	441	391	189	523	

・歯科健康診査（平成23年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数(本)	1人あたりの むし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
2,180	2,063	94.6	1,457	70.6	606	29.4	2,433	1.18

(12) フッ化物応用むし歯予防事業

平成15年6月より、1歳6か月児健康診査時に希望者にフッ化物塗布を行い、更に平成17年4月からは乳児歯科保健教室（歯やか歯やか教室）を実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ

化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

フッ化物洗口事業（平成23年度）

- ・対象者：4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	対象園児数（人）			実施者数（人）			希望率（％）
	4歳児	5歳児	総園児数	4歳児	5歳児	総実施者数	
48	1,182	1,174	2,356	1,134	1,145	2,279	96.7

フッ化物塗布事業（平成15年6月より開始）

- ・対象者：乳児（11か月児）歯科保健教室の対象児（保護者が希望する者）（平成17年4月～）
1歳6か月児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成15年6月～）
3歳児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成18年4月～）

実績

- ・乳児歯科健康教室（平成23年度）

健診受診者	709人
フッ化物塗布者	676人
塗布率	95.3％

- ・1歳6か月児健康診査（平成23年度）

健診受診者	2,043人
フッ化物塗布者	1,915人
塗布率	93.7％

- ・3歳児健康診査（平成23年度）

健診受診者	2,063人
フッ化物塗布者	1,831人
塗布率	88.8％

※継続的なフッ化物塗布を推進するため、歯科医師会の協力のもと、1歳6か月児健診受診者、乳児歯科保健教室参加者を対象に、受診より6か月以内に、フッ化物塗布を1回のみ300円で、協力歯科医院で実施。

(13) 不妊治療費助成事業

不妊治療費は高額であるため平成19年度から治療費の一部を助成することにより、子供を望む夫婦の経済的負担の軽減している。

・事業内容

対象者	佐賀市に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦
対象の治療	人工授精・体外受精・顕微受精（健康保険の対象とならない分）
所得制限	前年の夫婦の合計所得額で730万円未満
助成金額	治療費から佐賀県の助成金又は助成金相当額を差し引いた額の7割で1年間（4月から3月まで）10万円まで
助成期間	通算5年度まで

- ・実績（平成23年度）

助成件数	185件
助成額	15,266,189円
妊娠率	29.2％

7. 予防接種事業 2 - 4

(1) 予防接種事業の概要（平成23年度）

法	種 別	対 象 者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	実施 時期	委 託 先	接種 方法	医師委託料 (接種1回当たり)	自 己 負担額	
予 防 接 種 法	B C G	生後3か月から 6か月に至るまで	2,208	2,066	93.6	通 年	・佐賀県医師会 ・佐賀県国保連 合会 (支払事務)	個別	8,326円	無料	
	三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日咳〕 〔破傷風〕	生後3か月から 7歳6か月に至るまで	9,376	9,228	98.4				3歳未満 6,919円 3歳以上 5,554円		
	二種混合 〔ジフテリア〕 〔破傷風〕	11歳以上13歳未満 (標準接種：小学6年生)	2,437	1,781	73.1				5,334円		
	麻しん	第1期：1歳から2歳に 至るまで	2,169	2,037 (2,037)	93.9				8,148円 (11,529円)		
		第2期：5歳以上7歳未満で小 学校就学前の1年間にある者	2,161	1,966 (1,966)	91.0				6,783円 (10,164円)		
		第3期：中学1年生の年 齢にあたるもの	2,385	2,018 (2,017)	84.6						
		第4期：高校3年生の年 齢にあたるもの	2,646	2,221 (2,220)	83.9						
		接種者の()は、麻しん風しん混合接種者数									()は麻しん風しん 混合接種委託料
	風しん	第1期：1歳から2歳に 至るまで	2,169	2,037 (2,037)	93.9				8,148円 (11,529円)		
		第2期：5歳以上7歳未満で小 学校就学前の1年間にある者	2,161	1,966 (1,966)	91.0				6,783円 (10,164円)		
		第3期：中学1年生の年 齢にあたるもの	2,385	2,018 (2,017)	84.6						
		第4期：高校3年生の年 齢にあたるもの	2,646	2,220 (2,220)	83.9						
		接種者の()は、麻しん風しん混合接種者数									()は麻しん風しん 混合接種委託料
	日本脳炎	3歳から 7歳6か月に至るまで	6,462	10,659	164.9				※3の対象者を含んでいないため、 対象者が接種者数より少ない		3歳未満 8,589円 3歳以上 7,224円
		9歳以上13歳未満 (標準接種：小学4年生) ※H17.5.30勧奨の差し控え	2,336	1,205	51.6						
	インフルエンザ	65歳以上または 60歳以上65歳未満の特定 の障害を持つ者	54,564	30,670	56.2	10月 ～ 12月	・佐賀県医師会 ・佐賀県国保連合会 (支払事務) ・その他医療機 関、養護老人 ホーム等		2,963円 (生活保護 者は、自己 負担額が無 料のため、 4,263円)	1,300円	
	ポリオ (急性灰白髄炎)	3歳から 7歳6か月に至るまで	4,280	3,490	81.5	5月 10月	佐賀市医師会 (医師派遣)	集団	22,869円 ※1会場1日1人当り	無料	
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2か月以上 5歳未満	10,839	3,457 (7,808)	31.9	通 年	・佐賀市医師会 及びその他医 療機関 ・佐賀県国保連合会 (支払事務)	個別	8,400円	無料		
小児用肺炎球菌	生後2か月以上 5歳未満	10,839	3,645 (9,001)	33.6				10,500円			
	接種者の()は、延接種者数										
子宮頸がん予防ワク チン	中学2年生の年齢にあ たるもの	2,480	2,203 (6,224)	88.8				15,000円			
接種者の()は、延接種者数											

- ※1 周知の方法：「市報さが」や「健康カレンダー」、ホームページに予防接種の日程等を掲載し、周知徹底を図っている。
- ・二種混合については、学校に依頼し、予診票を配布する。
 - ・麻しん及び風しんについては、2期は幼稚園・保育園に依頼し、予診票を配布する。3及び4期は、個別通知する。
 - ・乳幼児の予防接種については、生後1～2か月児に対して、個別郵送実施
- ※2 接種不可者の医師委託料については一律2,835円（ポリオ除く）
- ※3 日本脳炎については、平成17年5月30日～平成22年3月31日までの積極的勧奨の差し控えによって、第1・2期の接種が行われていない可能性がある者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで20歳未満にある者）に対して、特例措置の実施（平成23年5月20日施行）
- ※4 子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成23年7月より開始。平成23年度のみ、中学3年生に相当する年齢の女子を含む。